

墨田区児童館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>（※第20条については、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）による改正後の規定）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（事業）</p> <p>第3条 児童館は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 児童に関する情報共有及び情報交換に関すること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p> <p><u>2 前項の事業のほか、八広児童館については、次条第2項に規定する施設の利用に関する事業を行うものとする。</u></p> <p>（施設）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p><u>2 前項の施設のほか、八広児童館には、子育て支援に資する地域活動を実施するため、調理室、会議室及び和室（以下「地域活動施設」という。）を設ける。</u></p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第5条 児童館の開館時間及び休館日は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（利用者の範囲）</p> <p>第5条 <u>児童館を利用することができる者は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 児童及びその保護者</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>（指定管理者による児童館の管理）</p> <p>第7条 <u>区長は、児童館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、児童館の管理を法人その他の団体であつて、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p>

(利用者の範囲)

第6条 児童館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、地域活動施設を利用することができる者は、規則で定める。

(利用の手続)

第7条 地域活動施設を利用しようとする者は、区長が別に定める場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者（第15条第1項の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域活動施設の利用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 地域活動施設、付帯設備又は物品を毀損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、八広児童館の管理上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 地域活動施設の利用料金は、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 指定管理者は、第3条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童館の施設、設備及び物品の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- (2) 児童館の施設の環境整備に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、児童館の管理のうち区長が必要と認めるもの

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

<p><u>第10条 地域活動施設の利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u> <u>(特別の設備等)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第11条 児童館の施設、付帯設備及び物品(以下「施設等」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u> <u>(利用の承認の取消し等)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地域活動施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</u> <u>(1) 利用の目的又は利用の承認の条件に違反したとき。</u> <u>(2) この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。</u> <u>(3) 災害その他の事故により、施設等を利用することができなくなったとき。</u> <u>(4) 不正又は偽りの行為により利用の承認を受けたとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</u> <u>(利用者の原状回復義務)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第13条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は前条の規定により地域活動施設の利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。</u> <u>(利用者の損害賠償義務)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第14条 利用者は、利用に際し、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(指定管理者による管理)</u></p>	〔新設〕
<p><u>第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長</u></p>	〔新設〕

が指定するものに、児童館の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 事業の運営に関すること。
- (2) 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- (3) 児童館の施設の環境整備に関すること。
- (4) 施設等の利用に関すること。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2・3 〔略〕

（指定管理者の指定の取消し等）

第17条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 次条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

（管理の基準）

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、児童館の管理の業務を行わなければならない。

- (1) この条例、この条例に基づく規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

（事業報告書の提出）

第19条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、その管理する児童館の

〔同左〕

第9条 〔同左〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同左〕

第10条 〔同左〕

管理の業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を、区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者及び指定管理者の従業員で児童館の管理業務に従事しているものは、児童館の管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を遵守しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務)

第21条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第22条 指定管理者は、その管理する施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第23条 区長は、指定管理者の指定をしたとき、又は指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表

(1)～(3) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第11条 〔同左〕

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった児童館の施設、設備又は物品を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、その管理する児童館の施設、設備又は物品に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

〔同左〕

第14条 〔同左〕

〔同左〕

第15条 〔同左〕

別表

名 称	位 置	名 称	位 置
墨田児童会館	〔略〕	墨田児童会館	〔略〕
八広児童館	東京都墨田区東墨田 一丁目2番6号	八広児童館	東京都墨田区八広二 丁目38番14号
江東橋児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕	江東橋児童館～さくら橋コミュニティセンター	〔略〕

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区児童館条例の規定の例により行うことができる。

(墨田区学童クラブ条例の一部改正)

- 3 墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表八広児童館学童クラブの項中「東京都墨田区八広二丁目38番14号」を「東京都墨田区東墨田一丁目2番6号」に改める。

※ 付則第3項による改正（墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	実施場所	名 称	実施場所
墨田児童会館学童クラブ	〔略〕	墨田児童会館学童クラブ	〔略〕
八広児童館学童クラブ	東京都墨田区東墨田 一丁目2番6号	八広児童館学童クラブ	東京都墨田区八広二 丁目38番14号
江東橋児童館学童クラブ～亀沢学童クラブ	〔略〕	江東橋児童館学童クラブ～亀沢学童クラブ	〔略〕